

多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol. 1 3 2】
添付ファイル: 法人文書の開示について (回答) __ (国循) __ 令和元年10月9日.pdf; 法人文書の開示について__文書開示__ (国循) __ 令和元年10月24日__黒塗り編集版.pdf; 法人文書開示決定通知書 (国循) __ 令和元年10月9日.pdf; 2017年3月17日判決報道 (中日新聞) .pdf; 2017年3月17日判決報道 (日経) .pdf; 2018年6月28日名古屋高裁判決の報道_校正版 (中日新聞_2018_6_29).pdf; 抗てんかん剤 クロナゼパム (清野昌一) __創造出版.pdf

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約300カ所へ送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。
本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1)新規の情報提供希望者が身近におられた場合、**BYA-HPの「お問合せ」**をご紹介ください。
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2)有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3)情報の中で「**拡散すべき情報**」があれば、皆さんの判断で「**転送・SNS拡散**」してください。
- (4)また、皆さんが支援する政党があれば、**ベンゾジアゼピン薬害の実態を政党にお伝えください。**

【目次】

1. 名古屋ベンゾジアゼピン訴訟における被告 (国立循環器センター) の対応 (**3件添付**)
2. 名古屋ベンゾジアゼピン訴訟の判決の報道について (**3件添付**)
3. 抗てんかん剤 クロナゼパム (清野昌一) __創造出版 (**添付**)

【記事】

1. 名古屋ベンゾジアゼピン訴訟における被告 (国立循環器センター) の対応 (**3件添付**)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm
(1)名古屋ベンゾジアゼピン訴訟の結果、ベンゾジアゼピン系薬物の処方に関して被告の①「**重大な副作用説明義務違反**」及び②「**適切な減薬義務違反**」の2つの注意義務違反を認めた判決が平成31年4月23日に確定した。
その医療過誤は医療法が定める「**事故等事案**」に該当すると考えられるため、被告は**登録分析機関 (公益財団法人日本医療機能評価機構) へ報告する義務**がある。
そこで、被告に対して「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条 (法人文書の開示義務) に基づき、令和元年9月4日、被告に対し、「事故等事案」の報告状況について開示請求した。
(2)そして、添付資料のとおり、情報開示された結果、被告は「事故等事案」の報告を履行していないことが判明した。 (**添付**)
(3)また、被告は名古屋高裁判決の不服があったが、最高裁判所へ上告せずに、平成30年7月19日、損害賠償金 (賠償金117万7330円及び遅延損害金82万4131円の合計200万1461円) を名古屋法務局へ供託した理由について、「その理由を記載した被告の組織内の決裁にかかる文書」を開示した。 (**添付**)

以上より、被告 (国循) は、以下の状態が明らかになった。

- ①医療法の「**事故等事案**」の報告義務を怠っていること
- ②『**減薬時の過失を認められたのは不本意ではあるが、上告しても門前払いになる可能性が高く、上告する労力と得られるメリットを考えると上告しないの**

が妥当と考え、上告しないので賠償金を支払うことにしたこと

③被告は、被告協力医の松本俊彦医師の意見書により、損害賠償額を大きく減額できたことを認めていること。

これらについて、現在、被告（国循）に対する第3次訴訟の提訴を準備している。

これらが認められれば、国循はベンゾジアゼピン医療事故について、広く公告する義務が生じるため、国内のベンゾジアゼピン薬害の一端を明らかにできる。

2. 名古屋ベンゾジアゼピン訴訟の判決の報道について（3件添付）

(1)名古屋地裁判決（2017年3月17日判決）・・・中日新聞、日経新聞

→被告の①「重大な副作用説明義務違反」を認定

(2)名古屋高裁判決（2018年6月28日判決）・・・中日新聞

→被告の②「適切な減薬義務違反」を認定

3. 抗てんかん剤 クロナゼパム（清野昌一）__創造出版（添付）

前回の情報Vol.131に引き続き、クロナゼパムの副作用シリーズである。

以下引用

『既に維持量に達した後に、何らかの理由、例えば耐性を生じて発作が増悪したためにclonazepamを減量ないし中止する場合には、極めて慎重にことを運ぶことが肝要である。急に断薬すると反跳現象として本来の発作がさらに増悪し、あるいは強直間代痙攣を招くことがある。てんかん重積状態が招来されることもある。服用開始時と逆のコースをたどるほど緩徐に減量をはかるのが望ましい。』

『第1の問題点はbenzodiazepine系薬剤（nitrazepam, diazepamなど）を用いていると睡眠中に小さな発作が誘発されることがあり（induced microseizures）、Clonazepamにおいても同様の現象がみられる。第2の問題点は耐性である。すなわち効果が持続しない。耐性は多くは6カ月以内に出現する。この場合、徐々に減量し、一たん休薬した後用いると再び効果が出現する。』

以上のように、てんかん治療でもクロナゼパムの処方には難渋する点があり、ましてや、てんかん以外の神経症状に投与すれば、重大な副作用の恐れがある。多くの医師が「強力なベンゾジアゼピン」と間違えていることが問題である。

注釈：お送りしている本情報提供メールは、同じものを以下のBYA-HPに掲載しています（添付資料を含め）。**バックナンバーもチェック**できます。高容量のメールを受信できない方は、「BYA情報提供メール」のページを検索エンジンでご覧ください。スマホの方は**添付資料の拡張子を開けられるアプリ**をインストールしてください。

<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/%EF%BD%82%EF%BD%99%EF%BD%81%E6%83%85%E5%A0%B1%E6%8F%90%E4%BE%9B%E3%83%A1%E3%83%BC%E3%83%AB/>



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史

協議会の連絡先

愛知県及び東京都に連絡先を置く

愛知県（暫定仮）

柴田・羽賀法律事務所

〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋5F Tel : 052-953-6011

